



# 旅券法の改正により、令和**5**年**3**月**27**日から 旅券（パスポート）の申請手続きが一部変わります

## 1 戸籍謄本の提出

旅券申請手続きに必要なとなる戸籍については、これまで戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかの提出を受けていましたが、令和**5**年**3**月**27**日以降は**戸籍謄本のみ**となります。

同日以降は、戸籍抄本での手続きはできませんので、ご注意ください。

## 2 査証欄（ビザページ）増補の廃止

旅券の**査証欄の増補**は、令和**5**年**3**月**26**日をもって**廃止**されます。

令和**5**年**3**月**27**日以降に旅券の査証欄がなくなった場合は、（1）あるいは（2）のいずれかの発給申請をしていただくことになります。

（1）有効期限が元の旅券の残存有効期間と同じ「残存有効期間同一旅券」

申請の区分	手数料額	（内訳） 収入印紙	（内訳） 茨城県収入証紙
残存有効期間同一旅券	6,000円	4,000円	2,000円

（2）切替申請として新たな旅券（5年又は10年の有効期間）

## 3 旅券を受領せず失効後、再度旅券を申請する場合の手数料

令和**5**年**3**月**27**日以降に旅券を申請したものの、発行後6か月以内に受領せずと同旅券が失効した場合で、失効後5年以内に新たな旅券を申請する際は、下表のとおり**手数料が通常より高**くなります。

なお、これは、令和**5**年**3**月**26**日以前に申請した旅券が、未交付のまま失効した場合には適用されません。

申請の区分	手数料額	（内訳） 収入印紙	（内訳） 茨城県収入証紙
10年旅券（18歳以上）	22,000円	18,000円	4,000円
5年旅券（12歳以上）	17,000円	13,000円	4,000円
5年旅券（12歳未満）	12,000円	8,000円	4,000円

## 4 申請書の変更

令和**5**年**3**月**27**日から、旅券発給等のための**申請書の様式**が**変更**されます。

同日以降、古い様式の申請書は使用できませんので、ご注意ください。